第14号様式（第８条関係）

（その１）

収　支　報　告　書

島根県選挙管理委員会 収 令 8.4.22 受付

－8.3.5 受付 55

令和　7　年分

（ふりがな）

1　政治団体の名称

えんどう　ひろゆき　こうえんかい

遠藤ひろゆき後援会

2　主たる事務所の所在地

697-0024

島根県浜田市黒川町4,96

3　代表者の氏名

遠藤祐之

4　会計責任者の氏名

遠藤祐之

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 無	☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の候補者の氏名等
	公職の種類等
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
~~令和 7年 9月 2日から~~ ~~令和 7年 12月 31日まで~~	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで

49

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			54	999
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）			54	999
支　出　総　額				0
翌年への繰越額			54	999

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費										
	十億	百万	千	円						
金　額										
員　数（党費又は会費を納入した人の数）										

(2)　寄　附												
ア　寄附（イを除く。）の区分	金						額					備　考
	十億	百万	千	円								
(ア)個人からの寄附							54	999				
（うち特定寄附）											0	
(イ)法人その他の団体からの寄附											0	
(ウ)政治団体からの寄附											0	
小　計(ア)＋(イ)＋(ウ)							54	999				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0	
イ　政党匿名寄附											0	
合　計(ア＋イ)							54	999				

（その７）

(7) 寄附の内訳											寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	百万	千	円						年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
この頁の小計													
その他の寄附					5	4	9	9	9				
合計					5	4	9	9	9				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し
2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　3　月　4　日

政治団体の名称　遠藤ひろゆき後援会

会計責任者の氏名　遠藤　祐之　㊞

（↓解散する年の収支報告書のみ、「代表者の氏名」欄にも記載してください。）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄が記名押印又は会計責任者本人の自筆署名以外の場合は、提出者の本人確認書類や会計責任者からの権限委任が確認できる書面の追加提出などが必要になります。

（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。なお、記名押印又は署名以外の場合は、注１と同様の書面の追加提出などが必要になります。